

特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法律概要

1．目的（第1条）

オゾン層の保護を図るため、オゾン層の保護のためのウィーン条約及びオゾン層を破壊する物質に関するモントリオール議定書の的確かつ円滑な実施を確保するための措置等を講じ、もって人の健康の保護及び生活環境の保全に資することを目的とする。

2．製造数量の許可（第4条）

特定物質（オゾン層破壊物質）を製造しようとする者は、その種類及び規制年度ごとに経済産業大臣の許可を受けなければならないこと、また許可の例外（破壊・原料の適用除外、届け出制等）となる場合を規定。

3．輸入の承認（第6条）

特定物質を輸入しようとする者は外為法第52条の規定により輸入の承認を受ける義務を課せられる旨を規定。

4．原料使用に関する適用除外（第12条）

特定物質を製造しようとする者は、当該特定物質が他の物質を製造する際の原料として使用されることが確実であることを証明することにより、当該証明に係る数量について特定物質を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる（第12条）。

5．特定用途に関する適用除外（第13条）

特定用途に用いられる政令で指定された特定物質を製造しようとする者は当該指定特定物質が特定用途に用いられることが確実であることを証明することにより、当該証明に係る数量について指定特定物質を製造することができる旨の経済産業大臣の確認を受けることができる。

6．使用事業者の努力（第19条）

特定物質を業として使用する者は、その使用に係る特定物質の排出の抑制及び使用の合理化に努めなければならない。

7．排出抑制・使用合理化指針の公表等（第20条）

経済産業大臣及び環境大臣は、条約及び議定書の円滑な実施を確保するために必要があると認めるときは、特定物質を業として使用する者が特定物質の排出の抑制又は使用の合理化を図るための指針を定め、これを公表する。

8．国の援助（第21条）

国は、特定物質の代替物質の開発及び利用並びに排出抑制・使用合理化に資する設備の開発及び利用を促進するために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

9．観測及び監視（第22条）

気象庁長官は、オゾン層の状況並びに大気中における特定物質の濃度の状況を観測し、その成果を公表する。また、環境大臣は特定物質によるオゾン層の破壊の状況並びに大気中における特定物質の濃度変化を監視し、その状況を公表する。

10．研究の推進等（第23条）

国は、特定物質のオゾン層に及ぼす影響の研究その他オゾン層の保護に関する調査研究を推進するとともに、その成果の普及に努めるものとする。

11．報告徴収、立ち入り検査（第25条、第26条）

経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、許可製造者又は確認製造者に対し、その業務に関し報告をさせることができる。また、経済産業大臣は、この法律の施行に必要な限度において、その職員に、許可製造者又は確認製造者の事務所、工場その他の事業場に立ち入り、帳簿、書類その他の物件を検査させ、関係者に質問させ、又は検査のために必要な最小限度の分量に限り特定物質を無償で収去させることができる。